

奄美群島国立公園(仮称)の指定及び公園計画の決定に係るパブリックコメントの実施結果

番号	内容	意見の概要	件数	対応方針
1	指定書について	徳之島北部の金見集落の山地、金見中木野について、第2種特別区域もしくは第3種特別区域に指定すべき。 徳之島は森林の際が農地になっている地域が多く、特別保護地区や第1種保護地区に隣接するバッファゾーンが非常に少なく、貴重な動物の生息地を保護するためによりきめ細やかな対策が必要である。特に、金見の山地、金見中木野は、固有種の生息地であるにも関わらず、保護規制計画に入っていない。また、この区域は金見集落民の飲料水取水地があり、将来安易な開発が計画された場合は、飲料水が枯渇する可能性もあり、住民の生活を守る面からも森林の保全は重要であるため、特別区域に指定し保全・保護が必要である。	1	公園区域及び保護規制計画については、当該地域の風景形式に基づき、地元関係者等と調整を踏まえたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	指定書について	徳之島町北端の金見集落と手々集落の間にある金見字中木野の山林は、希少種の動植物が生息しているのと同時に金見集落の大切な水道の水源地にもなっている。再び開発されると水源が枯渇し、住民生活に大きな支障を来す恐れが考えられる。このようなことから、当該地域も国立公園区域に指定し、周辺と同等の保護規制計画を設定すべき。	3	公園区域及び保護規制計画については、当該地域の風景形式に基づき、地元関係者等と調整を踏まえたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	指定書について	希少種が生息する島北部の金見山を中心とした地域を「第2種特別地域」指定地に含めるべき。 森林面積に限られており、バッファゾーンの無い徳之島において、金見山を中心とした地域の森林域は、北部山地の主要な森林を保全する上で重要なバッファゾーンとなり得る森林である。その上、当該地域にも希少種が生息している。徳之島の森林生態系を保全する上で、欠かすことができない貴重な地域と考えられる。	2	公園区域及び保護規制計画については、当該地域の風景形式に基づき、地元関係者等と調整を踏まえたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
4	指定書について	大和村思勝湾西側の親川崎や、住用町見里の東にある内海の太平洋側の岩場や内海には希少種も生息しているが、奄美大島でも島の周囲の大部分を自動車道が通り、海岸と山地の森が分断されている。自然の海岸から山地まで自然植生が連続している場所はこども含め、極力、公園区域に指定すべき。	2	公園区域及び保護規制計画については、当該地域の風景形式に基づき、地元関係者等と調整を踏まえたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
5	指定書について	大和村思勝湾西の親川崎を国立公園区域に指定すべき。	1	公園区域及び保護規制計画については、当該地域の風景形式に基づき、地元関係者等と調整を踏まえたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
6	指定書について	宇検中央林道が通り先端に曾津高崎のある半島には、多くの希少種、在来種が生息・生育しており、公園区域に含めるべき。	4	公園区域及び保護規制計画については、当該地域の風景形式に基づき、地元関係者等と調整を踏まえたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
7	指定書について	天然記念物「大和浜のオキナワウラジロガシ林」(大和村)、天然記念物「明眼の森」(伊仙町)は、いずれも神聖な場所として人々が守ってきた場所であり、文化景観をうたうのであれば、特別保護区に指定すべき。	1	ご指摘の箇所は、天然記念物に指定され、優れた箇所であると認識しておりますが、国立公園の区域については、天然記念物をもって指定するのではなく、亜熱帯照葉樹林等の風景形式に基づき設定していることから、環境省原案では公園区域に含めておりません。
8	指定書について	沖永良部島北海岸ウミガメビューポイント周辺から半崎にかけての海岸線はウミガメを見ることができる世界的にも貴重な場所であり、なおかつ切り立った断崖の風景はジオパークに指定してもいいような貴重な場所であり、国立公園に指定すべき。	1	公園区域及び保護規制計画については、当該地域の風景形式に基づき、地元関係者等と調整を踏まえたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
9	指定書について	奄美大島中南部国立公園区域と龍郷半島部国立公園区域が分断されているが、希少種も確認されることから、両者の区域の間に広がる森林はコリドーとして重要であり、国立公園に指定すべき。	1	公園区域及び保護規制計画については、当該地域の風景形式に基づき、地元関係者等と調整を踏まえたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
10	指定書について	笠利町手花部の第2種特別地域を第1種特別地域にすべき。	1	公園区域及び保護規制計画については、当該地域の風景形式に基づき、地元関係者等と調整を踏まえたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
11	指定書について	海域も広く含め、生態系の連続性を考慮した国立公園にすべき。森を守るためには海を守ることが必要で、かつ海を守るためには森を守ることが必要である。森・川・海の連続性をそのまま保全することが生物多様性保全上重要であるにもかかわらず、本計画案では連続性を担保した保護区の設定と考えられる区域があまりにも小さい。 また、海域公園地区もごく一部しか指定されないため、海に囲まれる複数の島を有する群島において、島の陸域と海域の連続性の保全は極めて不十分である。さらに河川は山と海の連続性をつなぎ、希少な生物が生息生育する重要な生態系の一つである。また、河川沿いには段丘崖などが形成され、斜面林が比較的残存しているため、連続性を確保できると考えられる。奄美大島の川内川や徳之島の上成川などを、普通地域として海と山を連続的につなぐべきである。	1	公園区域及び保護規制計画については、当該地域の風景形式に基づき、地元関係者等と調整を踏まえたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
12	指定書について	阿室と瀬戸内町北部の管鈍のあいだの山地の森は、希少種が多く生息していることから、公園区域に含めるべき。	1	公園区域及び保護規制計画については、当該地域の風景形式に基づき、地元関係者等と調整を踏まえたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
13	指定書について	徳之島天城町の西阿木名から三京にかけての一部の地域は、貴重な生物の生息地(繁殖地)であることから、公園区域に含めるべき。 □	1	公園区域及び保護規制計画については、当該地域の風景形式に基づき、地元関係者等と調整を踏まえたものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

14	指定書について	<p><該当箇所> 「奄美群島国立公園(仮称)指定書」P1下から6行目</p> <p><意見内容> 「…懐中景観探勝…」を「…海中景観探勝…」</p> <p><理由> 変換ミスのため。</p>	2	ご指摘のとおり修正します。
16	指定書について	<p><該当箇所> 指定書 1P ④利用(大人数による利用が可能) …(前文省略)2行目…このほか、アマミノクロウサギなど本地域固有の動物等の観察を目的とし利用も行われており、利用性に富んでいる。</p> <p><意見内容> アマミノクロウサギなど本地域固有の動物等の観察については「大人数による利用が可能」という記述は削除すること。</p> <p><理由> アマミノクロウサギや他の希少・固有生物の観察は決して大人数利用が可能ではなく、むしろ立ち入り規制が必要な状況にある。大人数による利用が可能だと誤解を生じる恐れがある。</p>	3	「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」1(4)第4要件 利用 において、候補地への到達の利便性若しくはその有用力又は利用の多様性若しくは特殊性からみて、大人数による利用が可能であることとされています。 奄美群島国立公園(仮称)の利用においては、「景勝地や海浜巡り、亜熱帯照葉樹林の散策、カヌー体験、ダイビング、グラスボートによる海中景観探勝、海水浴、アマミノクロウサギなどの本地域固有の動物等の観察」など、利用の多様性に富んでいることから、大人数による利用が可能としており、ご指摘のあったアマミノクロウサギなどの固有の動物の観察のみを持って大人数の利用を想定しているものではありませんが、ご指摘を踏まえて、「…アマミノクロウサギなど本地域固有の動物等の観察など、多様な利用性に富んでいる。」と修正します。
17	指定書について	<p><該当箇所> 「奄美群島国立公園(仮称)指定書」P2の上から5行目</p> <p><意見内容> 「…積極的に管理してその健全性の維持・回復」→「…積極的に管理して、その健全性の維持・回復」</p> <p><理由> 句読点を挿入したほうが読みやすいため。</p>	1	ご指摘のとおり修正します。
18	指定書について	<p><該当箇所> 指定書 1 奄美群島国立公園(仮称)の指定理由 の前文(追記) 及び 計画書 1 基本方針 の前文(追記)</p> <p><意見> 追記内容「本計画で指定理由とする当該地域の重要性は、景観のみならずその基盤である生態系の希少性、特異性にある。また島嶼国である我が国において、この地域の保全を地域社会及びその振興とともに進める公園計画モデルの形成は、全国各地へ波及しうる地域として、一層重要性が高いものである。」</p>	1	国立公園の指定は、それぞれの国立公園の特性に応じてなされるものであり、指定理由となる風景形式等も異なり、単純にモデルとして展開するものではないことから、原案のとおりとさせていただきます。
19	指定書について	<p><該当箇所> 「奄美群島国立公園(仮称)指定書」P5の第4パラグラフ後半</p> <p><意見内容> 国内外来種のニホンイタチによる影響も記述すべきである。</p> <p><理由> 奄美群島国立公園の指定地域では、喜界島、沖永良部島、与論島で国内外来種のニホンイタチが定着しており、与論島の調査ではニホンイタチの影響(捕食)による在来種の絶滅が指摘されているため。</p>	2	ニホンイタチについては、現時点においては必要な対策の検討等はなされていないことから、原案のとおりとさせていただきます。
20	指定書について	<p>昆虫類の記述で、森林に棲むクワガタやカミキリの減少が採集のためとあるが、森林伐採による生息環境の破壊も影響があるため、昆虫採集のみを要因としてあげるの是不適切である。</p>	2	ご指摘を踏まえ、指定書P6 v)昆虫類 を次のとおり修正します。 「なお、森林に生息するアマミマルバネクワガタ等のクワガタ類やカミキリムシ類などは、過去の大規模な開発行為により、生息地の減少が見られ、また近年では悪質な採取者により、幼虫の生息環境…」
21	指定書について	<p><該当箇所> 「奄美群島国立公園(仮称)指定書」P5 の上から14-16 行目</p> <p><意見内容> 原案:「…アマミノクロウサギ、アマミトゲネズミ、ケナガネズミなどは…」を、「…アマミノクロウサギ、アマミトゲネズミ、トクノシマトゲネズミ、ケナガネズミなどは…」とする。</p> <p><理由> トクノシマトゲネズミもIUCN のレッドリストにEndangered として記載されており、生息状況が極めて危機的であることから、種名を示す必要があるため。</p>	3	ご指摘を踏まえ、指定書P5 i)哺乳類 を下記のとおり修正します。 「在来種の多くは、環境省のレッドリストで絶滅危惧種として掲載されており、アマミノクロウサギ、アマミトゲネズミ、トクノシマトゲネズミ、ケナガネズミなどはIUCN(国際自然保護連合)のレッドリストにも掲載され、国際的にも絶滅が懸念されている。」

22	指定書について	指定書の哺乳類や鳥類についての記述内容が古い、もしくは間違っているのではないか。	2	<p>ご指摘を踏まえ、指定書P5 i)哺乳類 を次の通り修正します。 「奄美群島に生息する哺乳類は、これまでに約24種が確認されており、うち約14種が在来種で、残りは外来種である。 在来種のうち、アマミノクロウサギ、アマミトゲネズミ、トクノシマトゲネズミ、オリジネズミは奄美群島の固有種、オリコキクガシラコウモリは固有亜種である。また、ケナガネズミ、ワタセジネズミ、リュウキュウユピナゴウモリ、ヤンバルホオヒゲコウモリは奄美群島と沖縄諸島の固有種、リュウキュウユピナゴウモリとリュウキュウイノシは奄美群島、沖縄諸島、八重山諸島の固有亜種である。」</p> <p>指定書P5 ii)鳥類 を次のとおり修正します。 「奄美群島では、これまで日本で記録された鳥類の633種の約50%を占める約330種以上の鳥類が記録されている。」</p>
23	指定書について	<p><該当箇所> 指定書 5P i)哺乳類 前文省略、下から3行目 ノリスやノネコといった外来生物による捕食やロードキルによる個体数減少が確認されており、生態系への悪影響が懸念されている。 <意見内容> 外来生物による生態系への悪影響については、鳥類等の哺乳類以外の項目にも記述を追加する。 または、奄美大島で問題化してきているノヤギや、アメリカハマグルマ等の外来植物も含め、在来生物全般に関わる懸念として、別途項目を明記する。 <理由> ノネコ等の脅威は哺乳類だけでなく、鳥類、両生類、昆虫類など多様な生物に及んでいる。 ノネコやノリスのみでなく、その他の外来生物による影響についても明記しておくことで、在来生物の長期的保全活動に役立つと考える。</p>	1	当該箇所は、地域の概要として景観の特性を動物分類群に記載していることから、外来生物全般に関する箇所は追加せず、また、影響が顕著なほ乳類の箇所には外来生物の影響を記載していることから、原案のとおりとさせていただきます。
24	指定書について	<p><該当箇所> 指定書 6P iii)両生類・は虫類 <意見内容> ハイやヒヤンの記述を追加する。 <理由> ヒヤンは奄美大島・加計呂麻島・与路島・請島に生息し、ハイは徳之島・伊平屋島・沖縄本島・渡嘉敷島に生息する。近距離にある奄美大島(加計呂麻島・与路島・請島を含む)と徳之島で分布が異なる点は生物地理学的に重要だと考える。</p>	1	ご指摘を踏まえ、次の文言を追加します。 指定書P 6 iii)両生類・は虫類 「コブラ科のヒヤンとハイも共通の祖先を持つ遺存種で、更にヒヤンは奄美大島に、ハイは徳之島等の島々にそれぞれ隔離されて分化したものと考えられている。」
25	指定書について	<p><該当箇所> 指定書 6P v)昆虫類 <意見内容> 「わずかに残るため池、湧水、河川などの陸水環境を積極的に保全していく」等の記述を追加する。 <理由> 水生昆虫に関する記述がない。 奄美群島には国の減反政策等により、田んぼから畑へ転換させられた歴史があり、ため池や湧水はわずかに残る数か所となっている。それらの陸水環境は、奄美群島固有の水生昆虫として非常に重要な、エグリタマミズムシの他、フチトリゲンゴロウ、ヒメフチトリゲンゴロウなど、きわめて減少している水生昆虫の生息場になっているが、環境の悪化が著しく絶滅の危機にある。しかし、これらの重要な生息地は具体的な保全対策等もなく、徳之島でもわずかに残るため池が普通地域の指定となっており、保護措置が懸念されている。</p>	1	ご指摘いただいた内容は、「リュウキュウアユをはじめとする水生生物…」に含まれているため、原案のとおりとさせていただきます。
26	指定書について	<p><該当箇所> 指定書 9P イ 人口及び産業 文中、上から12行目 <意見内容> 「さとうきび、野菜(ばれいしょ等)」の表記は「サトウキビ、野菜(ハレイショ等)」とする。 <理由> 種名であれば、カタカナ表記が正しい。</p>	1	他の用例においても、ひらがな表記であることから、原案のとおりとさせていただきます。
27	指定書について	<p><該当箇所> 指定書 9P イ 人口及び産業 文中、上から12行目 <意見内容> 徳之島では、サトウキビ農業が盛んである事や、サトウキビ畑が、国立公園に隣接している事を特徴として追記する。 <理由> 奄美群島では農業が主要産業であり、特に農地面積が広い徳之島では、サトウキビ産業が基幹産業となっている。また、徳之島では奄美大島と違い、特別保護区や第1種特別区がサトウキビ畑に隣接している区域があり、農業と自然の共存共栄が理想的な国立公園の在り方と考えられる。</p>	1	サトウキビ農業は、例えば、徳之島だけでなく喜界島などでも盛んであることや、当該箇所は、奄美群島全体の農業概要を記載するものであり、原案のとおりとさせていただきます。

28	指定書について	<p>指定書4P 修正内容 奄美群島の山地帯の大部分を占める自然植生は、スダジイを優占種とする常緑広葉樹林で、奄美大島の常緑広葉樹林は亜熱帯照葉樹林としては国内最大規模を誇る。 奄美大島や徳之島の山地の中腹部一帯の適潤地ではケハダリミノキースダジイ群集に属する群落で覆われている。ここでは、海風の直接当たらない山腹や谷沿いの適潤地でオキナワウラジロガシの優占度が高いオキナワウラジロガシ群集も奄美大島には点在し、徳之島には広く見られる。海拔約400m以上のやや標高の高い湿潤な立地にはアマミテンナンショウスダジイ群集が発達し、奄美大島と徳之島の最高峰である湯湾岳(694.4m)及び井之川岳(644.8m)の山頂部一帯には、タイミンタチバナミヤマシロバイ群集が見られる。このほか、沖永良部島の大山山頂付近にはアオバナハイノキースダジイ群集が分布している。過去に森林伐採を行った場所や海風の影響の強いところでは低木層や草本層の発達が悪いギョクシンカースダジイ群集が広く分布している。スダジイの自然林は、主に奄美大島中南部や徳之島北部から中央部などに分布が見られるほか、沖永良部島の大山山頂部付近でも見ることができる。これらのほとんどは、過去に伐採された二次林であり、比較的人手が入っていない自然林は奄美大島の湯湾岳や住用川中流部、徳之島の三京などごく限られた地域でしか見られず、奄美大島で全体の6.5%、徳之島で3.5%を占めている。奄美大島では、昭和30年代以降、約7割の森林が伐採されたが、近年は大規模な森林伐採があまり行われていないことから森林は2次林から自然林へ回復途上にある。森林を伐採した跡地等の多くは、リュウキュウマツ群落やギョクシンカースダジイ群集となっている。リュウキュウマツ群落は奄美大島北部及び外縁部、徳之島中部から北部にかけて広がっており、奄美大島では全体の19.9%、徳之島では16.4%を占める。近年マツクイムシ被害によってリュウキュウマツは枯損し、下層にあったスダジイやアマミアラカシなどからなる二次林に遷移しつつある。また、伐採跡地周辺には、アカメガシワやウラジロエノキなどを主とする落葉広葉樹林が見られるほか、過湿な斜面や谷状地には木生シダのヒカゲヘゴの群落が発達する。沿岸の風衝地には、シャリンバイ、アカテツ、ハマビワ、シバニツケイなどを主構成種とする風衝低木林が見られ、タイウンヤマツツジの優占度の高い群落も局所的に存在するほか、岩崖地にはソテツ群落が発達する。低地帯の自然植生は、アコウ、ガジュマル、ハマヌビワ、ホルトノキ、アカテツ、(オオバギは自然植生の構成種ではない)、クスノハガシワ、タブノキなどが優占する常緑広葉樹林で、喜界島、徳之島南西部、沖永良部島、与論島の顕著な隆起サンゴ礁地帯でよく発達している。低地帯と海浜植生の接触する地域には、モンパノキークサトベラ群集、アダン群集、オオハマボウ群落などが帯状に発達し、各島で見られる小規模な砂浜では、ハマアズキークンバイヒルガオ群集、クロイワザサーハマゴウ群集、ツキイゲ群落などが見られる。また、喜界島、徳之島南西部、沖永良部島、与論島などには隆起サンゴ礁からなる海岸が存在し、モクビャッコウウコンソノマツ群集、ミスガンビ群落、ソナレムグラークウライシバ群集、ハリツルマサキテンノウメ群集が隆起サンゴ礁特有の群落を形成し、砂丘地と同様モンパノキークサトベラ群集、アダン群集などにつながり特有の景観を形成している。奄美大島では、このほか、入り江となった河口の泥湿地にメヒルギやオヒルギを主とするマングローブ群落が発達しており、サキシマスオウノキ、オオハマボウ、イボタクサギ、オキナワキョウチクトウ(ハマボウ、サガリバナは少ないので削除)などが見られる。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、下記のとおり修文します。 「…ここでは、<u>海風の直接当たらない山腹や谷沿いにオキナワウラジロガシの優占度が高い群落が見られる。</u>… 過去に森林伐採を行った場所や<u>海風の影響の強いところ</u>では低木層や草本層の発達が悪いギョクシンカースダジイ群集が広く分布している。 … 森林を伐採した跡地等の多くは、リュウキュウマツ群落やギョクシンカースダジイ群落となっている。…<u>近年、マツクイムシ被害によってリュウキュウマツは枯損し、下層にあったスダジイやアマミアラカシなどからなる森林に変わりつつある。</u>…沿岸の風衝地には、シャリンバイ、アカテツ、ハマビワ、シバニツケイなどを主構成種とする風衝低木林が見られ、タイウンヤマツツジの優占度の高い群落も局所的に存在するほか、岩崖地にはソテツ群落が発達する。 低地帯の自然植生は、アコウ、ガジュマル、ハマヌビワ、ホルトノキ、アカテツ、クスノハガシワ、タブノキなどで構成される常緑広葉樹林で、喜界島、徳之島南西部、沖永良部島、与論島の顕著な隆起サンゴ礁地帯でよく発達している。 低地帯と海浜植生の接触する地域には、モンパノキークサトベラ群集、アダン群集、<u>オオハマボウ群落</u>などが帯状に発達し、各島で見られる小規模な砂浜では、<u>ハマアズキークンバイヒルガオ群落、クロイワザサーハマゴウ群落、ツキイゲ群落</u>などが見られる。また、喜界島、徳之島南西部、沖永良部島、与論島などには隆起サンゴ礁からなる海岸が存在し、<u>モクビャッコウウコンソノマツ群落、ミスガンビ群落、ソナレムグラークウライシバ群落、ハリツルマキークンノウメ群落</u>などが見られる。 奄美大島では、このほか、入り江となった河口の泥湿地にメヒルギを主とするマングローブ群落が発達しており、オヒルギ、サキシマスオウノキ、<u>オオハマボウ、イボクタサギ、オキナワキョウチクトウ</u>などが見られる。」</p>
29	指定書について	「地域の概要」の中で、北緯は27度0分53秒から同28度32分30秒と小さい値から大きい値へと記されているが、東経は130度02分16秒から同128度23分50秒と、逆に大きい値から小さい値へと記されているので、統一したほうがよいのではないか。	1	緯度経度の表示については、南北、東西の順番に記載しており、原案のとおりとさせていただきます。
30	指定書について	「昆虫類」の中で、奄美大島に生息する昆虫類は2500種とありますが、3085種という値を最近聞く機会があり、3000種余りと表現しても問題ないのではないか。	1	ご指摘も踏まえて、「約3,000種」とします。
31	指定書について	指定書9Pの記述内で、最後の2行の始まりが「区域内」と始まっているが、国立公園の話題から少し離れた記述が続いているため、「国立公園(予定地)区域内」とした方が良い。	1	ご指摘を踏まえて、「国立公園区域内」とします。
32	指定書について	亜熱帯照葉樹林(あるいは単に照葉樹林)の主要な樹木であるシイ類について、「スダジイ」と記されているが、奄美以南のシイは本土のシイとは別亜種とされる場合があり、その場合はスダジイという本土のシイを指してしまうので、「オキナワジイ」と表記された方が良い。	1	オキナワジイかイタジイか、分類上の整理によりますが、やんばる国立公園の指定書等においても、イタジイと整理しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
33	指定書について	ノヤギは海岸部に多く生息しているが、近年森林域でも見かけるようになってきている。また、アマミノクロウサギの中には海岸部～それに連なる森林に生息している個体もあり、ノヤギの影響は植生や在来植物に対してだけでなく、アマミノクロウサギとの餌の競合、森林域における在来動物の生息地の破壊などの可能性もあるのではないか。	1	ノヤギによる被害は、海岸部が中心であることから、原案のとおりとさせていただきます。
34	指定書について	<p><該当箇所> 指定書 P5 ウ 野生動植物① 動物 ii) 鳥類の下から3行目 <意見> 表現修正:奄美大島ではアナドリやオオミズナギドリが繁殖→奄美大島の属島では……or奄美群島の無人島では…… 理由:オオミズナギドリとアナドリが確認されているのは奄美大島ではなく、ハンミヤ島なので</p>	1	<p>ご指摘を踏まえ、指定書P5 ii)鳥類 を次のとおり修正します。 「各島の海岸の岩場や岩礁は、夏期に渡来するエリグロアジサシやベニアジサシなどの繁殖地となっているほか、<u>ハンミヤ島ではアナドリやオオミズナギドリが繁殖を行っていることが確認されている。</u>」</p>
35	指定書について	<p><該当箇所> 指定書 P7 エ 海域 <意見> 記述追加:ウの野生動物の哺乳類でクジラ類にふれないのであれば、こちらになんらかの記述をすべき。 理由:冬から春にかけてのザトウクジラの回遊などは今後の観光資源として注目されているため。</p>	1	奄美群島国立公園(仮称)の指定に当たって、クジラ類は景観要素として捉えていないことから、原案のとおりとさせていただきます。
36	指定書について	<p><該当箇所> 指定書 P2 地域の概要 (1) 景観の特性 オ 文化景観 8P 9行目 <意見> 原案「…島での自然体験をより深く豊かなものに行っている。」 修正案「…島特有の自然体験をより深く豊かなものにしうる要素である。」</p>	1	文章の意味が変わってしまうため、原案のとおりとさせていただきます。
37	指定書について	<p><該当箇所> 指定書P2 地域の概要 (1) 景観の特性 オ 文化景観 P8 35行目 <意見> 原案「…適切な仕組みを構築したうえで適正な利用を推進し、…」 修正案「…林業や観光事業者及び地域に暮らす住民らの理解と参加を得た仕組みによる、生態系への影響に配慮した適正な利用を推進し、…」</p>	1	ここでは、当該地域の利用にあたっての課題を記述しており、ご意見のように記述すると、課題を限定してしまうことになることから、原案のとおりとさせていただきます。
38	指定書について	<p><該当箇所> 指定書P9 <意見> 平成22年国勢調査の内容が記載されているが、平成27年の直近の内容を記載された方が現状に寄り添う説明になる。</p>	1	ご指摘を踏まえ、人口動態について、平成27年の値に修正しました。

39	公園計画書について	奄美大島生物多様性地域戦略との整合性を図るべき。 奄美群島のうち奄美大島の5市町村が策定した奄美大島生物多様性地域戦略では、保護地域に加えて二次林及び畑地帯に、大陸性依存種が生息することから、保全地域として自然の再生・回復するための事業を優先的に実施する地域としている。奄美の人々の生活空間をみてもわかるように、奄美の人と自然との共生の環境文化を将来にわたって引き継いでいくために、山から海に至るまでは狭い空間しかないことから異なる生態系の連続性を確保する必要がある。5市町村は生物多様性保全・利用地域区分のイメージ図を作成しており、保護地域の周辺の多くのエリアを保全地域とする重要な地域として認識していることから、奄美大島全域を含み、一部の市街地を除くような国立公園とするべきである。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
40	公園計画書について	公園計画書P4 徳之島の部分 ii) 義名山のガジュマルやアマミアラカン等で構成された低地高齢林は、南西諸島に発達する隆起サンゴ礁上の森林植生として貴重であるため、周辺の環境を厳正に保護を図る。義名山周辺地域で既に改変を受けたところでは義名山森林植生が保全されるよう環境を創造する。また、カムイ焼き窯跡群周辺のリュウキュウマツやスダジイを主とした二次林についても良好な自然体験の場として風致維持を図る。 理由 義名山周辺はアルカリ土壌でスダジイは生えず、リュウキュウマツも少ない。また、義名山は周辺の開発によって北西風が入り森林が荒廃しつつあり、対策(防風林等)が必要。	1	ご意見を踏まえ、下記のとおり修正します。 「ii) 義名山のガジュマルやアマミアラカン等で構成された低地高齢林は、南西諸島に発達する隆起サンゴ礁上の森林植生として貴重であるため、厳正に保護を図る。また、カムイヤキの森のリュウキュウマツやスダジイを主とした二次林についても良好な自然体験の場として風致維持を図る。」
41	公園計画書について	<該当箇所> 公園計画書P40-53(表7:第2種特別地域内訳表)のP49「徳之島北部山地」およびP50「徳之島中部山地及び山麓部」 <意見内容> 計画書では、トクノシマトゲネズミ、ケナガネズミ、アマミノクロウサギ、クロイワトカゲモドキといった希少生物が多数生息する地域が「第2種特別地域」に指定されているが、各種行為に係る許可基準がより厳しい「第1種特別地域」指定地に含めるべきである。 <理由> 計画書において、島中部を占める広大な「第2種特別地域」では、トクノシマトゲネズミ、ケナガネズミ、アマミノクロウサギ、クロイワトカゲモドキなどの希少動植物が多数生息・生育している地域である。森林面積が非常に限られている徳之島での生態系保全における大きな課題は、バッファゾーンとなりうる森も乏しいことである。今後、徳之島の森林域の保全においては、現存の森林域を維持するだけでなく、さらに拡張を図って、健全な森林生態系の回復に努めることが求められるため。	2	当該地域の保護規制計画については、当該地域の風景地としての資質や、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
42	公園計画書について	<該当箇所> (表7:第2種特別地域内訳表)P51 阿権川及び鹿浦川 <意見内容> 阿権川・阿権浜及び鹿浦川とし、「ウミガメの産卵地や海鳥の繁殖地の保全にも留意する。」の記述を追記する。 <理由> ウミガメの上陸産卵地でもある。(表7:第2種特別地域内訳表)P40笠利半島東海岸並びに、笠利湾には、「ウミガメの産卵地やアジサシ等海鳥の繁殖地の保全にも留意する。」の記述が明記されているので、同様の記述を追加する。	1	ご指摘を踏まえて、「阿権川及び鹿浦川」区域の地区の概要に、次の文言を追加します。 「ウミガメの産卵地の保全にも留意する。」
43	公園計画書について	<該当箇所> (表7:第2種特別地域内訳表)P52 喜念浜 <該当箇所> (表9第3種特別地域内訳表)P58 金見崎 <該当箇所> (表9第3種特別地域内訳表)P58 畦海岸 <意見内容> 「ウミガメの産卵地や海鳥の繁殖地の保全にも留意する。」の記述を追記する。 <理由> ウミガメの上陸産卵地でもある。(表7:第2種特別地域内訳表)P40笠利半島東海岸並びに、笠利湾には、「ウミガメの産卵地やアジサシ等海鳥の繁殖地の保全にも留意する。」の記述が明記されているので、同様の記述を追加する。	1	ご指摘も踏まえて、「喜念浜」、「金見崎」、「畦海岸」区域の地区の概要に、次の文言を追加します。 「ウミガメの産卵地の保全にも留意する。」
44	公園計画書について	<該当箇所> 奄美群島国立公園区域及び公園計画図(徳之島) <意見内容> 指定地域の内、第2種指定地域が大半を占めているが、第2種指定地域において希少野生生物が多く生息しており、価値の高い地域であることに変わりはない。第2種の指定では、今後の実効性について懸念されるため、地元、関係自治体、関係省庁の密な連携により、第1種特別地域と同等の保護策が取れるよう、全力を尽くして頂きたい。さらに今後の第1種指定や第1種拡大へと進めて頂けるよう切望する。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
45	公園計画書について	生態系にとって意味のある境界線の設定とゾーニングを行うこと 自然公園の保護計画では、特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域が保護対象を中心にして適切に配置されることが望ましい。しかし、本計画案はそのような配置となっていない。また、先年改正された自然公園法の目的条項には、生物多様性保全が明記されているが、この点への配慮に欠けた計画となっている。例えば、奄美大島の場合では住用川、役勝川の集水域は、異なる生態系を連続的に確保できる重要な地域となっている。河口域周辺のマングローブは特別保護地区となっているが、周辺が普通地域や特別地域で囲われていない。このように、特別保護地区が剥き出しになった地域は住用町の川内、摺勝、城周辺にも見られる。国立公園のゾーニングは重要な地域を保全し連続性を確保するため周辺の緩衝地域を十分に確保すべきである。	1	国立公園や保護規制計画の境界については、地元関係者等との調整を踏まえたものであり、原案とおりとさせていただきます。 なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
46	公園計画書について	科学的根拠に基づいて設置すべき。 国立公園を含む、保護区の設置にあたって第一に必要なものは、科学的な根拠であり、科学的データに基づいた具体的な保護区の設定と規制が行われるべきである。しかし、今回の計画では、その根拠となる調査・研究の成果は公表されていない。本計画案を見ると、アマミノクロウサギなどの生物のどのような生態に基づいて案が作られたのか、検証のしようがない。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

47	公園計画書について	外来種防除も考慮した保護計画にすべき。 島嶼生態系は生物多様性が豊かであると同時に、脆弱であることが知られている。特に、固有種が多く外来種に弱い。それ故に、科学的根拠に基づいた公園や保護区の設定が必要となる。外来種対策を考えた場合、緩衝地帯の周辺、緩衝地帯のそれぞれの入り口で外来種となりうる生物を入れないように規制する対策が重要であり、その対策をしたうえで核心地域での入り口対策が重要である(環境省 外来種被害防除計画2015)。そうしなければ、外来種の侵入を防ぐことが難しいのは、先に世界自然遺産登録となった小笠原諸島での事例を見れば明らかである。 本年9月に開催されたIUCN(国際自然保護連合)の第6回世界自然保護会議で採択された勧告「島嶼生態系への外来種の侵入経路管理の強化」勧告は、国際条約と同等の重みをもっている。また、2014年に開催された生物多様性条約第12回締約国会議では、島しょ国の生物多様性に迫る危機である外来種問題解決のために、経済的な援助や、研究・技術提供を外来種対策の先進的な取り組みを行っている先進国から積極的に提供していくことの重要性が共有された。日本は当然ながら提供国側に位置していることを自覚し、自国の島しょ部の生物多様性保全の姿勢が世界の模範となるよう誠意と責任を持った対応が必要である。	1	保護規制計画は、地種区分の考え方に基づき、当該地域の風景を評価し、地元関係者等との調整を踏まえ計画するものです。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
48	公園計画書について	<該当箇所> 計画書P16 表3 住用川及び川内川中流部 (原文)・・・核心をなす地区であり、これらの生息地・生育地として特に厳正に保護する。 <意見> 「・・・核心をなす地区であり、特に厳正に保護を図る。」が適切ではないか。 <理由> 生息地・生育地を保護を目的とするのであれば、種の保存法に基づく生息地等保護区の設定が適切。	1	ご意見のとおり修正します。
49	公園計画書について	<該当箇所> 計画書P19 表3 井之川岳、丹朧山 (原文)・・・ 厳正に保護するとともに、若齢林や人工林については、高齢照葉樹林への再生・誘導を図る。 <意見> 「・・・ 厳正に保護を図る。」で良いのではないか。 <理由> 原案では、現状では特保の価値が無いようにも読める。	1	特別保護地区としての資質を維持・向上するためには、若齢林や人工林については、高齢照葉樹林への再生・誘導を図ることが望ましいため、原案のとおりとさせていただきます。
50	公園計画書について	<該当箇所> 計画書P25 表5 長雲峠 (原文)固有動植物の生息地・生育地として、良好な自然体験の場として風致を維持する。 <意見> 固有動植物の生息地・生育地であり、良好な自然体験の場として風致を維持する。 <理由> 生息地・生育地として保護区にしたいのであれば、種の保存法に基づく生息地等保護区の設定が適切です。	1	ご意見のとおり修正します。
51	公園計画書について	<該当箇所> 計画書P26 表5 川内川流域 (原文)固有動植物の生息地・生育地として、十分な風致の維持を図る。 <意見> 固有動植物の生息地・生育地であり、十分な風致の維持を図る。 <理由> 生息地・生育地として保護区にしたいのであれば、種の保存法に基づく生息地等保護区の設定が適切。	1	ご意見のとおり修正します。
52	公園計画書について	<該当箇所>計画書P27 表5 城及び和瀬 (原文) 固有動物の生息地として風致を維持するとともに、・・・ <意見> 固有動物の生息地であり、風致を維持するとともに、・・・ <理由> 生息地として保護区にしたいのであれば、種の保存法に基づく生息地等保護区の設定が適切。	1	ご意見のとおり修正します。
53	公園計画書について	<該当箇所> 計画書P28 表5 興福地川流域 (原文) 固有動物の生息地として風致を維持するとともに、・・・ <意見> 固有動物の生息地であり、風致を維持するとともに、・・・ <理由> 生息地として保護区にしたいのであれば、種の保存法に基づく生息地等保護区の設定が適切。	1	ご意見のとおり修正します。
54	公園計画書について	<該当箇所> 計画書P29 表5 嘉徳 (原文) 固有動物の生息地として風致を維持するとともに、・・・ <意見> 固有動物の生息地であり、風致を維持するとともに、・・・ <理由> 生息地として保護区にしたいのであれば、種の保存法に基づく生息地等保護区の設定が適切。	1	ご意見のとおり修正します。

55	公園計画書について	<p><該当箇所> 計画書P32 表5 天城岳山麓 (原文) 固有動植物の生息地・生育地として、十分な風致の維持を図る。 <意見> 固有動植物の生息地・生育地であり、十分な風致の維持を図る。 <理由> 生息地・生育地として保護区にしたいのであれば、種の保存法に基づく生息地等保護区の設定が適切。</p>	1	ご意見のとおり修正します。
56	公園計画書について	<p><該当箇所> 「奄美群島国立公園(仮称)計画書」P5の下から14行目 <意見内容> 「a 固有又は希少な動植物の保護」に関する記載で、「外来生物による固有又は……」の次に、「新たな外来生物の侵入を防止するとともに、早期発見のためのモニタリング体制を構築する。」という箇条書きを追加すべきである。 <理由> 外来生物の侵入は、奄美群島の生態系の主な脅威となっており、現在定着している外来生物対策は、今後の生態系を健全に保つためにも当然ながら不可欠な方策である。一方で、今後、国立公園指定に伴う、人や物資の流入の増大により、新たな外来種の侵入リスクが増大すると考えられる。しかし原案には、こうした懸念に対しての方針が記載されていない。新たな外来種の侵入に早急に対応するためにも、基本方針において対策方針について記載すべきであると考えられるため。</p>	2	当該箇所は、保護に関する基本方針を記載するものであり、また、ご意見のあった「新たな外来生物の侵入を防止するとともに、早期発見のためのモニタリング体制を構築する。」については、「外来生物による固有又は希少な動植物への悪影響を排除・抑制する」の方針に包含されるものであることから、原案のとおりとさせていただきます。
57	公園計画書について	<p><該当箇所> 「奄美群島国立公園(仮称)公園計画書」P1-5の「基本方針」 <意見内容> 奄美大島では北部(龍郷町)の国立公園区域と中南部(奄美市など)の国立公園区域、徳之島では北部(天城町)の国立公園区域と南部(徳之島町)の国立公園区域が、それぞれ地理的に離れて指定されている。しかし、両島嶼における希少野生動物(アマミノクロウサギや希少齧歯類など)個体群の保護の観点では、生息地が分断された状態で国立公園地域が指定されていることは問題である。それぞれの島嶼で、今後生息地を連結させるために、分断された国立公園区域間を生息地コリドーで連結するなど、国立公園区域の拡大や周辺部の希少野生動物の生息地の保全担保措置を講ずる必要がある。」等の文章を追加すべきである。 <理由> 希少野生動物では、生息地の分断によって、地域絶滅や小集団化による遺伝的多様性の劣化が起きる。このため、積極的な保全措置の1つとして、分断された生息地の連結を行って個体群の交流や個体数の回復を図ることが重要である。島嶼という小さな生息地における希少野生動物個体群の保全のためには、島嶼全体を生息地として保全することが理想である。これらのことから、国立公園区域内の生息地保全のみならず、国立公園区域周辺部や分断された国立公園区域間での生息地保全担保措置が必要であるため。</p>	2	当該箇所は、国立公園予定区域内における保護の基本方針を記載するものであることから、原案のとおりとさせていただきます。
58	公園計画書について	<p><該当箇所> 「奄美群島国立公園(仮称)公園計画書」P1-5の「基本方針」 <意見内容> 外来生物対策については、P1「(1)保護に関する基本方針」に簡単に触れられているだけで、P3「(2)保護規制計画」に記述がない。このため、P3「(2)保護規制計画」においても、より具体的対策の記述をすべきである。とくに、奄美大島や徳之島では、国立公園区域内やその周辺部でのノネコやノラネコによる希少種への捕食など悪影響が起きており、対策方針の記述が必要である。 <理由> 外来生物に関して、本学会ではとくに奄美大島と徳之島のノネコ問題に対して要望書を提出している(2015年1月5日付。環境大臣・鹿児島県知事宛「奄美大島と徳之島におけるノネコ対策緊急実施についての要望書」)</p>	2	ご意見のあった「保護規制計画」は、特別地域の設定における基本方針を記載するものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、「保護に関する基本方針」において、「フイリマンゲース、ノイヌ、ノネコ等の外来生物による自然植生や固有又は希少な植物への悪影響を排除・抑制する」と追記します。
59	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 P4 (ウ)徳之島 ii 義名山の……途中省略……低地の森林植生として貴重であるため、厳正に保護を図る。 <意見内容> 「厳正に保護を図る。」は大ざっぱであり、「周辺の環境変化により、自然林の保全が阻害される可能性があるため、防風対策等を講じる。」等の具体的記述を追記する。 <理由> 義名山(第1種特別地域)は、他に見られない、琉球石灰岩土壌特有の低地高齢林からなり、多様性豊かで貴重な低地の森林である。街の中心地からも近距離にあり、環境学習や自然体験の場としての利用が期待できる森でもある。しかし、隣接地に公園や総合グラウンドが整備されたため、強い季節風や台風の影響を大きく受け、自然林の保全が著しく阻害される傾向にあるため、防風対策等早急な保全対策が必要と考えられる。そのため、大ざっぱではない具体的な保全の記述が必要と考える。</p>	1	当該箇所は、保護の基本方針を記載するものであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、具体的な方策については、当該基本方針に基づき、関係者等と検討を進めてまいります。
60	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 P4 (ウ)徳之島 iii <意見内容> 鹿浦川・阿権川は、河口部のみでなく、渓谷の景観についての記述を追加する。 <理由> 鹿浦川・阿権川は、中流域の断崖渓谷の地形が特異であり、景観が素晴らしい。また渓谷内の植生にカンアオイやホソバリュウビンタイ、オキナワスズムシソウなどを含む点は植物学的にも重要であると考えられる。</p>	1	ご指摘を踏まえ、公園計画書P4(ウ)徳之島を、次のとおり修正します。 「また、喜念浜、畦海岸及び金見崎については、海岸の地形・地帯等の保全に留意して風致維持を図る。さらに、鹿浦川・阿権川については、断崖景観及び固有植物の生息地等の保全に留意し、風致の維持を図る。」
61	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 1 基本方針 (1)保護に関する基本方針 (ア)亜熱帯照葉樹林 P1 27行目 <意見内容> 原案「…生態系保全への配慮を徹底する。」 修正案「…生態系保全への配慮を徹底する。また炭焼き等の伝統的な森林利用形態について環境教育の視点から里山環境の場の創生・維持を検討する。」</p>	1	現在、炭焼き利用はほとんど行われておらず、国立公園の利用としても想定しておらず、具体的な検討もしていないことから、原案のとおりとさせていただきます。

62	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 1 基本方針 (1) 保護に関する基本方針 (ア) 亜熱帯照葉樹林 P2 7行目</p> <p><意見> 追記案 ・森林や固有又は希少な動植物等に関する得られた情報は、保全上支障を及ぼさない配慮のうえで、積極的に観光客等島外からの訪問者への広報を行うとともに、観光事業者や一次産業従事者及び住民らへの情報の提供・広報発信及び科学的評価に基づく利用(観光)の質の向上を図る。 ・地元小中学校など教育機関において、総合学習のカリキュラムとして、若年層への国立公園を含む自然環境やそこで営まれてきた文化及び現在抱える課題について、地元の官民連携による学習機会の充実を図る。 ・森林や固有又は希少な動植物及びそれらが生息・生育する地域の保全にむけ、地元自治体やNPO及び観光事業者らと、情報の収集及び共有と維持・管理・監視に関して連携する仕組みや国立公園の運営管理を協働分担する体制を構築する。</p>	1	当該箇所は、保護に関する基本方針を記載するものであり、ご意見いただいた追記案は、今後基本方針に基づき、関係者等と具体的に検討していくべき内容になりますので、原案のとおりとさせていただきます。
63	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 1 基本方針 (1) 保護に関する基本方針 (イ) 海岸及び海域 P2 28行目</p> <p><意見> 原案「赤土流出や海岸部の破壊…」 修正案「赤土流出及び生活排水や畜産業等による有機塩類や化学物質の流出や海岸部の破壊…」</p>	1	当該箇所は、奄美群島国立公園(仮称)の保護に関する基本方針であり、農業や生活排水の施策に関する方針ではないことから、原案のとおりとさせていただきます。
64	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 1 基本方針 (1) 保護に関する基本方針 (ウ) その他 P3 5行目</p> <p><意見> 原案「…公園利用者を対象として普及啓発を行うこととする。」 修正案「…来訪者や観光客を対象として普及啓発を行うこととする。とくに外来生物の対策は喫緊の課題として、特に侵略的外来種の根絶を目指し、昨年に策定された「外来種被害防止行動計画」に則り、地元自治体のみならず地域及び広域なNPOや専門機関らと連携した官民協働による対策とモニタリングの実施体制の構築を図る。また島嶼域における閉鎖的生態系の保全を予防原則に則って実施するため、空港や港での人や物の確認・監視など検疫的措置の実施体制を整備する。さらに住民・行政・観光事業者らの横断的な連絡体制の下、新たな外来生物の侵入・出現または既に発生している影響の動向にかかわる情報を共有し、対策を定期的に更新する仕組みの構築を図る。さらに鹿児島県が策定した「生物多様性鹿児島県戦略」及び奄美大島5市町村が策定した「奄美大島生物多様性地域戦略」での推進体制等に位置づけられた国の役割にとどまらず、それらの重点施策及び行動計画の実施について本公園計画の一環として、関係省庁及び奄美群島広域事務組合等とも連携を図り、積極的な事業化などを通じて地元自治体への支援協力を図る。」</p>	1	当該箇所は、保護に関する基本方針を記載するものであり、ご意見いただいた追記案は、今後基本方針に基づき、関係者等と具体的に検討していくべき内容になりますので、原案のとおりとさせていただきます。
65	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 1 基本方針 (2) 保護規制計画 (ア) 奄美大島 iv) P3 29行目</p> <p><意見> 原案「…湾内の手花部干潟についても生物の生息地・生育地保全を図る。」 修正案「…湾内の手花部干潟についても生物の生息地・生育地保全を図る。特にサトウキビなどの農地や畜産業の畜舎での営農行為による赤土等の土砂及び肥料・尿尿や農業成分の流出を低減するよう、農業機関や農家らへの普及啓発に取り組むとともに、重要監視地域においては流出状況の監視モニタリングの実施及びモニタリングにより得られた情報の収集、公表する仕組みを検討する。」</p>	1	当該箇所は、奄美群島国立公園(仮称)の保護に関する基本方針であり、農業の施策に関する方針ではないことから、原案のとおりとさせていただきます。
66	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 1 基本方針 (2) 保護規制計画 (ウ) 徳之島 iii) P4 23行目</p> <p><意見> 原案「…保全に留意して風致維持を図る。」 修正案「…保全に留意して風致維持を図る。特にサトウキビなどの農地や畜産業の畜舎での営農行為による赤土等の土砂及び肥料・尿尿や農業成分の流出を低減するよう、農業機関や農家らへの普及啓発に取り組むとともに、重要監視地域においては流出状況の監視モニタリングの実施及びモニタリングにより得られた情報の収集、公表する仕組みを検討する。」</p>	1	当該箇所は、奄美群島国立公園(仮称)の保護に関する基本方針であり、農業の施策に関する方針ではないことから、原案のとおりとさせていただきます。
67	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 1 基本方針 (2) 保護規制計画 (カ) 各島共通 ii) P5 7行目</p> <p><意見> 原案「植物においては、…」 修正案「植物や昆虫類においては、…」</p>	1	盗採リスクの高い種は既に市町村条例で採取が規制されており、自然公園法に基づく指定動物の設定については現時点では予定がないため、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
68	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書P3 1(2)(ア) i) (原文)また、中南部の風致景観及び生息地・生育地保全上特に重要な地域については、道路通行の制限等により利用の調整を図る。</p> <p><意見> この一文は、削除してよいのではないか。 <理由> 公園法に基づく保護規制計画にかかる記述をすべきであり、道路通行の制限、利用調整の記載は、馴染まないのではないか。また、当該制限は、一義的には、道路管理者、土地所有者等の権原に因るものであり、仮に記載するとしても、現時点で「調整を図る」ではなく、「必要に応じて検討する」程度の表現が適切ではないか。</p>	1	ご意見を踏まえて、当該箇所の趣旨は、利用の基本方針内に統合します。
69	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書1(2)(ア) iv) (原文)奄美大島北部の笠利湾については、視点場からの風致維持を図り、湾内の手花部干潟についても生物の生息地・生育地保全を図る。</p> <p><意見> 「奄美大島北部の笠利湾については、視点場からの風致維持を図る。」のみとし、後半は削除して良いのではないか。 <理由> 本気で干潟についても生息地・生育地保全を図るのであれば、海域普通地域ではなく、海域公園地区にする必要があるのではないか。 □</p>	1	ご指摘の場所については、保護規制計画に基づき、適切に保全を図っていくことから、原案のとおりとさせていただきます。

70	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 1P (ア)亜熱帯照葉樹林 5行目及び、aの2ボツ目</p> <p><意見内容> 「外来生物による」を「イヌ・ネコ等の外来生物による」という記述に変更する。</p> <p><理由> 最も悪影響を及ぼしている外来生物が何であるのかがはっきりしない。マンギースの終息が近い段階にきて、今奄美・徳之島では、ノネコによる捕食が重要課題として取り上げられ、国、県、町が連携した取り組みを進めているところでもあるが、「外来生物」という記述では、最も影響が大きく、管理も難しいノネコの脅威がまったく伝わらない。</p>	1	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「フイリマングース、ノイヌ、ノネコ等の外来生物による」
71	公園計画書について	奄美は台風や雨の日が多くあるため、雨の日でも奄美の自然を体験できたり雄大な自然の恵みと触れあえるような大きな展示、博物の施設があると良い(標本や剥製、ジオラマ、3Dの映像等があり、説明できる人のいる施設が是非欲しい。旧名瀬市に設置されると便利。)	1	奄美大島には、例えば奄美野生動物保護センターなどの展示施設がありますが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
72	公園計画書について	各所にトイレの設備が予定されているが、身体障害者用の設備はどこに設置されるのか。また、トイレの管理や掃除はどこがやるのか。掃除の回数はどうなっているのか。	1	具体的な整備内容については、今後検討してまいります。
73	公園計画書について	<p><該当箇所> 「奄美群島国立公園(仮称)公園計画書」P8の最終行-P9の1行目</p> <p><意見内容> 原案の記載を下記の改定案のようにすべきである。 原案:「iii)森林内での探勝利用については、自然環境及び野生動物への悪影響を考慮して、必要に応じて利用ルールの検討を行う。」 改定案:「iii)森林内での探勝利用については、自然環境及び野生動物への悪影響を考慮して、必要に応じて利用ルールの策定・実施を行う。」</p> <p><理由> 徳之島は森林面積が小さく、希少動物の生息地が限られている。利用ルールが存在しない状況での森林の探勝利用は、森林生態系へ与える負の影響が極めて大きい。ルールの「検討」ではなく「策定・実施」とし、実効性のある利用施設計画とすべきであるため。</p>	2	利用のあり方については、現在、地元において検討を進めているところですが、当該文言については、文章の構成・見やすさの観点から整理いたします。
74	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 P8 (ア)奄美大島 v)森林内での探勝利用・・・中略・・・利用ルールの検討を行う。(ウ)徳之島 iii)森林内での探勝利用・・・中略・・・利用ルールの検討を行う。</p> <p><意見内容> ・・・中略以降・・・通行規制、入山規制等の利用ルールを設ける。と記述する。</p> <p><理由> 「検討」という言葉は、逃げ言葉で、信用性がない。 奄美・徳之島では、森林内(林道含む)でのロードキルや盗掘盗採が現状課題となっており、利用ルールの検討を行っている場合ではない。保全と持続的な利用を両立させるためには、早急に利用ルールを設ける必要があり、「検討ではなく、決定してそれをどうするのか」を明記すべきである。</p>	1	当該箇所は、利用の基本方針を記載するものであることや、具体的な利用ルールの内容については現在も検討を進めているところですが、公園計画書の見やすさの観点から、記載について整理いたします。
75	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 1 基本方針 (3)利用に関する基本方針 (ア)各島の個性を生かした利用の推進 P6 17行目</p> <p><意見内容> 原案「かかわりを感じられる利用など、それぞれの島の持つ個性を生かした利用を推進し…」 修正案「かかわりを感じられる利用(観光)など、それぞれの島の持つ個性を生かした利用メニューの創出を推進し…」</p>	1	ご意見のように、利用を「観光」と限定し、推進するものを「利用メニューの創出」に限定するものではないことから、原案のとおりとさせていただきます。
76	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 1 基本方針 (4)利用施設計画 (ア)奄美大島 ii)P8 4行目</p> <p><意見内容> 原案「…最初に訪れて奄美の森に触れるとともに、自然そのものや注意事項その他の情報を入手できる施設や、奄美の…」 修正案「…最初に自然環境や人々の暮らし・伝統文化に関する情報と共に利用上の注意事項その他の情報を入手できる施設や媒体の整備、充実を図る。これら施設では自然や奄美の…」</p>	1	いただいたご意見では、施設の機能が情報提供のみに限定されてしまうことから、原案のとおりとさせていただきます。
77	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 1 基本方針 (4)利用施設計画 (ア)奄美大島 iv)P8 12行目</p> <p><意見内容> 原案「…利用による自然環境への悪影響の防止や希少植物の採取、希少動物の交通事故死の防止を図る。」 修正案「…利用による自然環境への悪影響の防止や希少植物の採取、希少動物の交通事故死の防止を図るため、地元自治体と観光事業者やNPOら地域が連携した監視・抑止体制の構築と、その実施に資する地域ごとのルール及び必要な設備や施設の整備をすすめ、国及び県は必要な支援や事業の実施を検討する」</p>	1	当該箇所は、利用に関する基本方針を記載するものですが、当該文言については、文章の構成・見やすさの観点から整理いたします。
78	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 1 基本方針 (4)利用施設計画 (ウ)徳之島 ii) P8 32行目</p> <p><意見内容> 原案「…希少動物の採取、希少動物の交通事故死の防止を図る。」 修正案「…希少動物の採取、希少動物の交通事故死の防止を図るため、地元自治体と観光事業者やNPOら地域が連携した監視・抑止体制の構築と、地域ごとのルール及び必要な施設の整備をすすめ、国及び県は必要な支援や事業の実施を検討する。また希少動物の生息域の分断による遺伝的、環境的リスク低減が考えられる地域については、人間社会との軋轢を考慮した生息域間のコリドー設置等による回復方針を、計画の一部として盛り込むべきである」</p>	1	当該箇所は、利用に関する基本方針を記載するものですが、当該文言については、文章の構成・見やすさの観点から整理いたします。

79	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書 1 基本方針(4)利用施設計画(カ)各島共通 ii) P9 19行目</p> <p><意見> 原案「ii) 利用者及び一般国民に対して、積極的な情報の発信にと務める。」 修正案「ii) 利用者及び一般国民に対して、積極的な情報の発信にと務める。また地元自治体及び環境ガイド等の事業者にも参加した、訪問者や観光客への広報・啓発及び 地元の環境教育活動などにおいて普及活動や自然環境の保全に取り組む目的の協議 会等を構築する。国及び地方自治体はこれに対し事業化を含む連携協力の検討とともに、この協議会等の取り組みを通じて観光売り上げの一部を地域の自然環境の保全に 拠出を行う仕組みまたは基金などの構築を目指す。」 iii) 地元小中高等学校での国立公園を活用した環境学習の機会充実を推進する。この際、地元観光事業者やNPOが参加し、環境価値とともに抱える課題について、生徒の一人一人が将来を担う立場の一住民として、多角的にその価値を理解し保全に取り組むことを目指した、地域ごとに特色のある内容を構築する。」</p>	1	当該箇所は、利用に関する基本方針を記載するものですが、当該文言については、文章の構成・見やすさの観点から整理いたします。
80	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書P7-8 1 (4)本文 (原文) 利用者が奄美群島の地形や生物等の自然環境の多様性・固有性や、伝統的な人と自然とのかかわりを感じることができるようそれぞれ次のおり適正な利用を推進することとし、それに必要な利用施設計画を配置するとともに、利用規制に関する取組を行う。</p> <p><意見> 最後の「利用規制に関する取組を行う」は、削除して良いのではないかと。</p> <p><理由> 必要な利用規制とは、「適正な利用を推進すること」に包含されると考えられ、あえて規制の面を強く打ち出す必要性はないのではないかと。</p> <p>□</p>	1	ご意見のとおり修正します。なお、利用規制に関する記述は、利用に関する基本方針「(ウ)自然環境の保全と地域の持続的な発展の両立」に統合します。
81	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書1(4)(ア) i) (原文)・・・、一般利用者の利用ルートを設定して利用施設整備を図っていくとともに、自然環境保全上重要な地域については、利用規制をも行うことで自然環境への悪影響防止と利用体験の提供の両立を図ることとする。</p> <p><意見> 「・・・、入込みによる環境負荷低減の観点から、マス利用に対応可能な施設において、自然環境情報や利用体験の提供を図る。」というくらいでいかがかと。</p> <p><理由> 施設計画の記述であり、利用規制を強く打ち出すのは馴染まない。</p>	1	ご意見を踏まえて、下記のとおり修正します。 奄美群島中最も利用者が多く、かつ利用資源も多岐にわたり、場合によっては大幅な利用者増加も想定される本地域では、入込みによる環境負荷の観点も踏まえながら、自然環境情報や利用体験の提供を図る。
82	公園計画書について	<p><該当箇所> 公園計画書1(4)(ア)iv)、v)</p> <p><意見> 削除して差し支えないのではないかと。</p> <p><理由> 利用施設にかかる記述としては「必要に応じて、自然環境への影響に配慮しつつ亜熱帯照葉樹林の生態系や地域の人々の営みと自然とのかかわりを感じることができる歩道等の施設整備を行う。また、自然環境への悪影響を防止・抑制するための利用施設の整備を行う。」のみであり、1(4)本文に包含されている。 それ以外の記述は、施設計画ではなく、フィールドの利用ルール、マナーの話であり、公園計画ではなく、エコツーリズムの全体構想等で記述されている。</p>	1	ご意見を踏まえて、利用規制や利用ルールに関する記述は、利用に関する基本方針「(ウ)自然環境の保全と地域の持続的な発展の両立」に統合します。
83	公園計画書について	公園区域内における人間の利用による自然環境及び野生生物への悪影響を防止するために、悪影響が予想される区域においては試験的に利用規制を早急を図ること。	1	利用のあり方については、現在、地元において検討を進めているところです。
84	公園計画書について	奄美の自然は多くの人が入り込んだら耐えられないと思うが、入り込みのコントロールについて、具体的に何を想定しているのか。	1	利用のあり方については、現在、地元において検討を進めているところです。
85	公園計画書について	集落有林が第1種特別地域に入っているが、集落有林は、集落の自治を支えてきた唯一の経済的基盤で、必要不可欠な共有財産。 集落有林が第1種特別地域に入るといことは、伐採そのものができなくなるということの意味している。よって、集落有林を公園計画第1種特別地域から外してほしい。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第1種特別地域は、世界自然遺産区域の保護担保措置として想定されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第1種特別地域については、民有地を国が直接買上げ公有地化する制度がありますので、今後、必要に応じて当該制度を活用していくことを検討してまいります。
86	公園計画書について	集落有林を第1種特別地域から外して欲しい。または、集落有林の第1種特別地域の減少を行い、第2種特別地域を増加してほしい。また、第2種特別地域の伐採基準の見直しを行い、循環型の林業ができるようにしていただきたい。また、補償制度がある場合は、補償についても考慮していただくようお願いしたい。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第1種特別地域は、世界自然遺産区域の保護担保措置として想定されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第1種特別地域については、民有地を国が直接買上げ公有地化する制度がありますので、今後、必要に応じて当該制度を活用していくことを検討してまいります。
87	公園計画書について	集落林が含まれる林班については、少なくとも第2種特別地域指定とすること。第1種特別地域に指定されれば、伐採は完全に制限されるため、森林資源から見込んでいた収入は無くなるが、各集落に事前に説明はされているのか。集落林については、引き続き、森林経営計画に基づき自然環境に配慮した森林施業を実施させていただきたい。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第1種特別地域は、世界自然遺産区域の保護担保措置として想定されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第1種特別地域については、民有地を国が直接買上げ公有地化する制度がありますので、今後、必要に応じて当該制度を活用していくことを検討してまいります。
88	公園計画書について	第1種特別地域及び第2種特別地域の縮小はできないのか。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第1種特別地域は、世界自然遺産区域の保護担保措置として想定され、第2種特別地域は、世界自然遺産区域の緩衝地帯としての役割も期待されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第1種特別地域については、民有地を国が直接買上げ公有地化する制度がありますので、今後、必要に応じて当該制度を活用していくことを検討してまいります。また、第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。

89	公園計画書について	第1種特別地域及び第2種特別地域の指定区域面積を大幅に縮小すべき。瀬戸内町内の林業関係者から、事業継続について不安の声が多くあがっている。森林所有者からも、子孫に財産を残そうと、これまで大事に育ててきた山林が、その資産価値を失うのではないかと懸念の声が多く寄せられている。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第1種特別地域は、世界自然遺産区域の保護担保措置として想定され、第2種特別地域は、世界自然遺産区域の緩衝地帯としての役割も期待されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第1種特別地域については、民有地を国が直接買上げ公有地化する制度がありますので、今後、必要に応じて当該制度を活用していくことを検討してまいります。また、第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
90	公園計画書について	集落所有林が第2種特別地域に入っているが、これは、将来的な木材生産の計画が実質的に絶たれたということを意味しており、このような一方的な区域設定については、納得しがたい。よって、今後事業の推進及び森林育成の面からも、これら集落有林を公園計画から外してほしい。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第2種特別地域は、世界自然遺産区域の緩衝地帯としての役割も期待されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
91	公園計画書について	第2種特別地域の大幅な縮小はできないのか。	2	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第2種特別地域は、世界自然遺産区域の緩衝地帯としての役割も期待されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
92	公園計画書について	第2種特別地域の貸付林や個人有林について、立木の自由売買ができるように指定から除外してほしい。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第2種特別地域は、世界自然遺産区域の緩衝地帯としての役割も期待されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
93	公園計画書について	これまで同様に集落有林の財産確保のため、名音集落有林を第2種特別地域から除外してほしい。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第2種特別地域は、世界自然遺産区域の緩衝地帯としての役割も期待されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
94	公園計画書について	第2種特別地域指定は、林業活動の大きな制約につながり林業の衰退を危惧する声もあることから、第2種特別地域の縮小または素材生産に対する条件を緩和してほしい。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第2種特別地域は、世界自然遺産区域の緩衝地帯としての役割も期待されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
95	公園計画書について	現在原木生産を行っている伐採地および今後の伐採予定地のほとんどが、第2種特別地域に指定される計画となっている。第2種特別地域の定義は、「農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域」となっているため、今後の素材生産が行えないことが危惧される。そこで第2種特別地域での素材生産の可能性について説明をしていただくと共に、奄美大島の林業に与える影響を教えてください。その上で、第2種特別地域の縮小または第2種特別地域での素材生産に対する条件緩和をお願いしたい。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第2種特別地域は、世界自然遺産区域の緩衝地帯としての役割も期待されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
96	公園計画書について	集落林の伐採等で一部の収益を得てきたので、第2種制限区域の縮小及び伐採基準の緩和をお願いしたい。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第2種特別地域は、世界自然遺産区域の緩衝地帯としての役割も期待されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
97	公園計画書について	特別地域の縮小及び伐採基準の緩和をお願いしたい。	6	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第2種特別地域は、世界自然遺産区域の緩衝地帯としての役割も期待されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
98	公園計画書について	集落にて、集落民への説明はお願いできるか。また、本集落は、第2種制限区域内に集落有林がほとんど含まれていることから、第2種特別地域の縮小及び伐採基準の緩和をお願いしたい。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第2種特別地域は、世界自然遺産区域の緩衝地帯としての役割も期待されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
99	公園計画書について	農林業振興のために、宇検村新小勝と、瀬戸内町嘉徳を結んだ線から南西部の瀬戸内海峡に面しない第2種特別地域を普通地域に変更してほしい。奄美群島も限界集落が多くしかも高齢化が進み、集落自体の資金不足で集落の運営すら難しいらしく立木を売り払い、集落運営費と共同墓地建設資金を兼ねたいとの申し出も有る。しかし第2種特別地域の指定を受けた場合、伐採できる面積が激減し、おのずと資金源も乏しく集落の埋蔵金庫の有効活用が出来なくなり、国立公園化が限界集落に更なる追い打ちとなる。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第2種特別地域は、世界自然遺産区域の緩衝地帯としての役割も期待されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
100	公園計画書について	第2種特別地域に入っている区域の果樹園等の除外はできないのか。	1	奄美群島国立公園(仮称)は、将来の世界自然遺産の登録を見据えており、第2種特別地域は、世界自然遺産区域の緩衝地帯としての役割も期待されることから、保護規制計画については原案のとおりとさせていただきます。なお、第1種～第3種特別地域において、「薬、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること」については、許可は必要ありません。
101	公園計画書について	加計呂麻の指定について、国定公園を国立公園に格上げ及び国定公園でない白地を国立公園に指定する地域に所有地が存在する。地権者としては一方的な私権の制限という点で問題であり、取り消すこと。	1	国立公園の指定に関する説明会は、これまでも各市町村で実施してまいりましたが、私有財産権との調整は重要と考えております。

102	その他	いつ、誰が、どの様な経緯で公園区域案を作成されたのか。	1	当該地域は、平成15年に「世界自然遺産候補地に関する検討会」で世界自然遺産候補地として選定され、平成22年には、環境省が実施した国立・国定公園総点検事業において、新規の国立公園候補地として抽出されています。奄美群島国立公園(仮称)の指定に当たっては、環境省が関係機関や地元と調整を進め、区域案や保護規制計画案を作成しています。国立公園の指定に関する説明会は、これまでも各市町村で実施してきましたが、国立公園の意義について、多くの方にご理解がいただけるように、引き続き、説明等を続けてまいりたいと考えております。
103	その他	国立公園の保護規制区域の設定はだれがどのようにして決めるのか。(第2種特別地域のほとんどが民有林だと思われるが、ほとんどの森林所有者が自分の山林が特別地域に指定予定されていることを分らない。規制内容の説明を受けないままでの設定はどうか。インターネットなどで意見を募集してもほとんどの森林所有者は高齢で閲覧さえできないのではないかと。また島外の所有者はどうか。第2種特別地域の指定区域から外してもらうことはできるのか。事前に説明を受けられる人受けられない人の違いは何か。森林の所有者の権利とは何なのでしょうか。山林所有者への説明(メリット・デメリット)をもっと行うべきではないか。)	1	当該地域は、平成15年に「世界自然遺産候補地に関する検討会」で世界自然遺産候補地として選定され、平成22年には、環境省が実施した国立・国定公園総点検事業において、新規の国立公園候補地として抽出されています。奄美群島国立公園(仮称)の指定に当たっては、環境省が関係機関や地元と調整を進め、区域案や保護規制計画案を作成しています。国立公園の指定に関する説明会は、これまでも各市町村で実施してきましたが、国立公園の意義について、多くの方にご理解がいただけるように、引き続き、説明等を続けてまいりたいと考えております。
104	その他	奄美の世界自然遺産登録を前にしての国立公園の指定には基本的に賛成する。なお、国立公園指定にあたっては、次の条件を守っていただきたい。 ①奄美大島で行われている採石場の許可については、国立公園にふさわしい地域として厳しい規制と、関係地域住民の納得のいく同意を得るように条件をつけること。 ②特に明らかに自然保護に逆行する状態が発生した場合にも直ちに業務停止を通告すること。	1	国立公園内における砕石業については、自然公園法に基づく基準に照らし、対処してまいります。
105	その他	採石場から垂れ流す赤土公害によって、トペラ島海域は死の海になっている。採石場の工事を直ちに中止させてほしい。	1	ご指摘の箇所は、国立公園予定地外になります。
106	その他	国立公園として砂浜保護のため、島外に搬出目的の砂浜採取は禁止してほしい。	1	国立公園内における土石の採取については、自然公園法に基づく基準に照らし、対処してまいります。
107	その他	国立公園指定の海浜において島人が魚釣りや貝拾いをすることを制限しないこと。	1	自然公園法では、魚や貝の捕獲を規制しておりません。
108	その他	世界自然遺産登録について山林所有者からの要望などがなされてことを進めているのか。国からの押しつけなのか。 <input type="checkbox"/>	1	当該地域は、平成15年に「世界自然遺産候補地に関する検討会」で世界自然遺産候補地に選定されました。世界自然遺産への登録に向けては、地元からご要望をいただいています。
109	その他	自然遺産の自然とは何を意味してるのか。	1	奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の世界自然遺産としての価値は、「大陸から分離し、小島嶼が成立する過程で生じた独自の生物進化」や「国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域」であると考えています。
110	その他	住民や土地所有者、林業関係者に対して国立公園の指定に関する説明を尽くし、理解を得るべき。	4	国立公園の指定に関する説明会は、これまでも各市町村で実施してきましたが、国立公園の意義について、多くの方にご理解がいただけるように、引き続き、説明等を続けてまいりたいと考えております。
111	その他	全ての所有者への説明および理解を得た上で、区域の指定を行っているのか。特に民有林などが指定区域に入った場合、所有者が自由に山林を利用することができるのか。	1	国立公園の指定に関する説明会は、これまでも各市町村で実施してきましたが、国立公園の意義について、多くの方にご理解がいただけるように、引き続き、説明等を続けてまいりたいと考えております。なお、国立公園に指定されても、所有者の立入りはこれまで通り可能ですが、例えば、工作物の新設増築や木竹の伐採などの各種行為については、許可が必要な場合がありますので、事前に環境省までご相談ください。
112	その他	各地域での説明に問題はなかったか。自然の大切さ、価値観の説明、観光振興等、メリットの説明しかしていないのではないかと。	1	国立公園の指定に関する説明会は、これまでも各市町村で実施してきましたが、国立公園の意義について、多くの方にご理解がいただけるように、引き続き、説明等を続けてまいりたいと考えております。
113	その他	第2種特別地域には多くの民有地が含まれているが、個別の説明を行い、同意を得ているのか。説明が足りないのではないかと。	1	自然公園法上は、都道府県から意見を聴くこととされており、指定素案に対して、鹿児島県及び市町村から同意を得ています。また、これまでも各市町村で住民説明会を実施してきましたが、国立公園の意義について、多くの方にご理解がいただけるように、引き続き、説明等を続けてまいりたいと考えております。
114	その他	パブリックコメント締め切り後でも民有地所有者が指定を拒否すれば除外は可能か。	1	国民の皆様からのご意見は、パブリックコメントの機会に受けておりますが、国立公園の意義について、多くの方にご理解がいただけるように、引き続き、説明等を続けてまいりたいと考えております。
115	その他	慈善行為と思ってやったことだと考えるが、重機を使って海岸の海浜植物をなぎたおして処理していた。とても残念です。アダン等の海浜植物は、コンクリート堤防が整備されるまでは、シマでは防波堤としても活躍していた。シマの自然についてあまりに無知ではないか。指定や決定にあたり、このようなことがないようにしていただきたい。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
116	その他	自衛隊の基地建設にあたっては、事前に自然環境評価調査を行い、群島民に公表し、自然保護が保障されるようにしていただきたい。	1	国立公園内において行われる行為については、自然公園法に基づき適切に対応いたします。

117	その他	計画の概要や指定理由の前文として、奄美群島の特徴が書かれているが、「渡瀬ライン」の記述がないのが気になる。生物の地理分布上の説明では「渡瀬ライン」の存在を説明したほうが理解しやすいと思う。	1	指定書の地域の概要は、奄美群島について記載しており、その中で、生物地理境界についても触れています。
118	その他	奄美の自然は山も海も生活圈と共にあり、すぐに金作原や湯湾岳に入ることができるため、ある程度の規制が必要になってくる。町中にある監視カメラが犯罪防止に役立っているように、何らかの防止策が必要であり、無線で監視できる装置を設置できるように電波の中継基地を幾つか設置したらどうか。監視以外にも入山者の緊急連絡用にスマートフォンや携帯が通じることになり、救助の連絡もできて助かると思う。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
119	その他	森林生態系の保全や希少な動植物の種の保存のためのモニタリングや保護管理は、定点観測も含めて環境省が行うのか。また、その情報は、一般に公開するのか。さらに、この作業は永久に続くのか。	1	モニタリングについては環境省で既の実施しているものもありますが、今後、基本方針に基づき、具体的な方法・主体などを地元と検討してまいります。
120	その他	捕中網を持って国立公園を移動しているだけで、何らかの規制や罰則の対象になるのか。	1	網を持って歩くだけであれば、自然公園法上の規制はありませんが、特別保護地区内ではすべての動植物の採取が規制されていることや、地元自治体の条例で希少種の保護を図っていることから、違法な採取者として疑われないように配慮されることをお勧めいたします。
121	その他	ノヤギの確認は、十数年前からになり、その頃は海岸域のみだったが、近年は数を増し、森の奥まで侵入している。ノネコの問題もノヤギに関しても、住民の危機意識のなさから起きたこととは見え、思い切った対策が望まれる。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
122	その他	奄美大島の国立公園指定までには、今しばらくの時間的猶予が必要。島民・行政の自然への配慮が今ひとつ足りない。島民の意識が自然への畏敬の念を持つまで、国立公園指定は控えるべきではないか。	1	奄美群島国立公園(仮称)の指定については、平成29年春頃の指定を目指して作業を進めているところです。
123	その他	当該計画の公園外区域における、市町村有林、集落有林を含む約3万ヘクタールの土地および、できれば民有林に対して、国からの働きかけによって「土地または自然保全協定」を結ぶことを提案する。 奄美市および大和村の奄美本島西側地域、宇検村、瀬戸内町各地、奄美市住用地区の内海などにおいては、海岸から国立公園予定地の間に市町村有林、集落有林、民有林があり、国立公園予定地として確保されておらず、いつ開発の危機におちいり、海岸から後背地に至る自然植生の連続性が分断されるかわからない。そこで、これらの場所において、国から各市町村、各集落、民間へ積極的に働きかけ、「土地または自然保全協定」を結ぶことにより、エコロジカルネットワークの構築を図ることは、地元の世界自然遺産に取り組む姿勢をIUCNやユネスコへアピールすることにもなる。また、道路で分断されている箇所においては、動物たちの移動を確保するエコロードなどにより、カバーしていく取り組みも必要。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
124	その他	公園外区域において計画されている大規模開発が、国立公園化および世界自然遺産登録に大きな影響を与えかねないため、これらの大規模開発に対して、国が積極的に地元各市町村と密に連携をとり、適切な対応を早急にとっていただくことを提案する。	1	公園区域外の行為については、自然公園法に基づく対応は困難です。
125	その他	人間と自然が深く関わり調和してきた関係そのものを対象とする「環境文化型国立公園」というこれまでにない国立公園を目指す奄美群島国立公園計画において徳之島以外の島でも飼い猫、野良猫、ノネコすべてを対象にした無料不妊手術事業の実施を求める。	12	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
126	その他	人間と自然が深く関わり調和してきた関係そのものを対象とする「環境文化型国立公園」というこれまでにない国立公園を目指す奄美群島国立公園において「希少な種を守るために多数いる犬や猫を駆除、殺処分する」という方法は向かない。共生の道を選んでほしい。	11	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
127	その他	国立公園や周辺で保護した犬や猫のシェルターを行政で運営し、殺処分することなく終生飼育や新しい飼い主探しをしてほしい。	9	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
128	その他	希少な種を守るために多数いる犬や猫を駆除、殺処分する方法ではなく 全頭不妊手術を施し、共生の道を選んでほしい。	2	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
129	その他	猫は、殺処分せず共生の道を選んでほしい。猫もアマミノクロウサギと同じ、命ある生き物。不妊オベを実施し行政にて保護施設の設置、管理していただきたい。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
130	その他	猫の保全に賛同します。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
131	その他	避妊去勢手術のための予算を組んでほしい。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
132	その他	アマミノクロウサギをただちに保護しないと絶滅の危機があることは承知しているが、そのために、ノネコを捕獲して処分してしまえばよいというのは賛成しかねる。捕獲して本州に移送して飼い主をさがすことや、去勢手術をして繁殖しないようにするなどの対応をすべき。地元の人の協力を仰ぐことや、全国に募金を呼び掛けるなどにより資金を確保するなど検討されたい。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

133	その他	殺処分ありきのノネコ駆除は反対。本土への移送とTNRを並行して実施していくのが、現状における最良の選択と思う。なお、TNRした猫は地域ねことしてしっかりと給餌をすることで希少動物の捕食を抑制することも大事と考える。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
134	その他	野良猫の発生原因は無責任な飼い主など人間が根本原因になっていることがほとんど。希少動物保護の方法が殺処分では特に子供などに悪影響を与えるなど問題が多い。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
135	その他	国立公園内のノネコ野犬等、野生化した家畜の駆除を行う。そして島内の所有者のいない犬や猫も捕獲すべき。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
136	その他	島の固有な生態系を保全するには、外来頂捕食者の徹底排除が不可欠。とりわけ家畜、ペットで持ち込まれた外来イエネコが、在来動物と固有動物に与える捕食圧は憂慮すべき。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
137	その他	イエネコ繁殖集団の増殖速度が維持され、不妊去勢など現状で実施されているイエネコ対策では、費用対効果が望めず、解決できない点を直視すべき。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
138	その他	所有者のいないノネコ、ノラネコを捕獲し、国立公園地域から早期排除すべき。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
139	その他	まずは、教育環境の改革が必要。島民の意識の低さを痛感することが多々あり、住民の低い意識レベルを向上させることも大きな課題。島民の意識が向上し、暮らしにも大きく関わっていることを実感してこそ、自発的な保護や保全の感情・行動も生まれてくる。その為にはこれから、幼少時期、義務教育課程、高等教育全ての教育環境において、奄美独自に特化した環境教育が絶対に必要。必須科目として定め、人材育成をしていく必要がある。さらには、大学や研究・保護展示施設など、保全のための研究や環境資源の健全な利用・活用方法などを学ぶ機会も多くあるべき。人材育成なしには、持続的な保全も実現しない。島の保守的な気質が難しいところですが、保守的だからこそ独自の文化が受け継がれてきたことも事実。幼少時から教育に取り入れていくことで、保守的ながらもバランスの取れた地元愛に満ち自活力のある人材が育まれるのではないかと。次に、喫緊で始めなければならない外来種対策、外来種教育の問題。今は特にネコが問題視されはじめてが、将来的には、これだけの希少動植物が生息する島においては、ペットを含む外来種の持ち込みや飼育方法を管理する必要がある。現時点で喫緊の問題になっている、特にイヌ・ネコに関しては啓発の遅れもあり数が増えすぎている現状の中で、実務的な対策は進んでいくのかと思うが、まだまだ足りない部分が多いと痛感。盗掘パトロールと同じように、指導やアドバイスのできる人材育成も必要。ただ、哺乳類動物であるイヌやネコに関しての扱いには、やはり専門的な知識も必要となしに、住民の生活に密接に関係した問題でもあり、各個人の生活レベル・プライベートな部分にも入り込んでの啓発も必要。この分野においては、かなりのモラルの遅れを痛感しており、地元自治体の方針にも問題がある。ペットの飼養啓発や犬猫の保護活動などに尽力している一般市民やボランティア・団体等の人材が少なからず既にいるはず。その人材との連携・協力ならばすぐにできる施策なのではないかと思う。尽力している人材にこそ後押しをし、官民協働での対策が必要であり、今できるいちばん現実的な施策。「どうして奄美の自然環境を守らなければならないのか?」、「奄美にはどのくらい魅力があるのか?」、「どういう行動・行いが自然破壊に繋がり、また、どういう行動が保全に繋がるのか?」を、もっともっと伝える方法が必要。現状においては地元だけでは力不足。国や県にも後方支援して頂かなければならない。「奄美の宝は日本の宝」の意識を日本全国の皆さまと共有し国レベルで発信して頂ける事も、協力をお願いしたい。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
140	その他	猫がアマミノクロウサギなど希少生物を捕食しているということで、殺処分されるという知らせを聞いたが、動物を生かすために残された動物を死に至らせるということは違うと思う。希少動物を守るために猫を殺処分する方法しか本当はないのか。希少動物を守り、猫の殺処分も避けられることができる方法を考えて欲しい。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
141	その他	特別保護地区における私有地の占める割合が多いが、私有地でも国立公園に指定できて、規制がかかるか。	1	日本の国立公園は、「地域制」の制度を用いておりますので、国有地以外にも公有地や私有地が含まれます。規制についても、土地所有の形態でなく、保護規制計画に基づき設定されます。
142	その他	国立公園化になると、特別保護地区や第1種特別保護地域への立ち入りは不可となるのか。	1	国立公園の特別保護地区や第1種特別地域であることのみをもって、自然公園法に基づく立入り規制がなされることはありません。なお、土地の立入りについては、土地所有者の了解や他法令での規制の有無についてはご留意ください。
143	その他	第2種特別地域における伐採基準を考慮し、第2種特別地域において持続可能な林業の営みができるような伐採基準の設定をお願いしたい。	3	第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
144	その他	第2種特別地域において、伐採制限は設けないこと。他の国立公園では1伐区2ha以内の制限が散見されるが、2haの面積では事業として採算が取れない。	1	第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
145	その他	第2種特別地域内における伐採の場合、尾根、河川周辺の伐採に関しての制限を撤廃すること。測量をする際、尾根、沢筋を側点として測量することが基本である。制限があると、尾根、沢筋を外して測量することとなると思われるが、測量の手間が膨大となり、実務的に測量ができない事案が発生することが予想される。	1	第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
146	その他	国立公園内の第2種特別地域においては森林の伐採を制限しないこと。民有林は経済林として島人の生活の基であり、また総伐採して20年足らずで森に復元成長する強い生命力がある。老木が林立する森林より、10～20年前後の成長旺盛な林分には餌になる新芽が多くクロウサギを代表とする希少動植物が多く生息する。	1	第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
147	その他	第2種特別地域における木材の伐採について皆伐法の場合、1区画の面積が2ha以内を10ha以内に、また、皆伐法による伐採が行われて5年経過していない伐区に隣接していないことについては、2年にできないか。	2	第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。

148	その他	特別地域内の伐採許可申請が長期化しないよう、標準的な許可までのスケジュール等を明文化してほしい。	2	国立公園内における木竹の伐採に係る許可に当たっては、地方環境事務所に委任されており、申請書を受理した日から、原則として一ヶ月以内に審査し、処理することとされています。
149	その他	原案の公園計画図では、今後の林業を廃業することになる。廃業についての補償はあるのか。	4	第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
150	その他	第2種特別地域における伐採についてのルール作りとその開示を行ってほしい。国立公園化することで各市町村においても森林整備計画の変更および各団体・事業体においては森林経営計画の変更の必要性が出てくると思われるためである。このルールは、林業に関わる自治体および事業体との意見交換の下で作成し、担当者の変更等による認可のあいまいさが残らぬよう対応してほしい。	2	第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえ、今後、地元と調整させていただきます。
151	その他	税金で特定の私有地の買上を行うのであれば、それ以外の私有地の買収はしないのか。また金額を公表して、他の私有地も同じ単価で買い取る義務があるのではないのか。	1	特別保護地区や第1種特別地域については、民有地を国が直接買上げ公有地化する制度がありますので、今後、必要に応じて当該制度を活用していくことを検討してまいります。
152	その他	集落有林の売却額は、共同墓地を建設する際に重要。	1	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
153	その他	林業を営んでいる企業があるが、今後の経営に影響がでる事はないか。国立公園指定から世界自然遺産登録へと取り組む中では地元の理解が大変重要だと考える為、民有地所有者とのトラブル(反対)等が起きないように善処すべき。	1	第2種特別地域における林業の扱いについては、奄美群島の特性も踏まえながら、地元と調整させていただきます。
154	その他	指定書及び公園計画書の中で徳之島での林業についての記載がないのはなぜか。徳之島でも現在弊社・森林組合で何十年も林業(育林・素材生産・特用林産物の生産)を行っている。また今後も徳之島での林業を活性化して担い手育成・事業規模拡大をしていきたいと考えている。 □	1	ご指摘を踏まえ、指定書P4 イ 人口及び産業に、次の文言を追加します。 「林業は、奄美大島、徳之島においてバルブ・チップ、一般用材等のための林業が行われており、産業別就業者数割合では、0.2%程度となっている。」
155	その他	環境省の自然保護官から、素材生産(伐採)・保育事業・特用林産物の生産について説明を受けているが、今後担当者が代わり説明の内容が変わることがないのか。	1	国立公園内における行為の許可に当たっては、自然保護官によって取扱いが変わることはありません。
156	その他	国立公園指定前に施設申請をした事案又、許可を受けた事案については、指定後も指定前と同様に扱うこと。	1	国立公園の指定前から実施された行為については、自然公園法に基づく基準に照らし、対処してまいります。
157	その他	アマミノクロウサギを守っていく上では林業者による伐採(餌場の確保)も絶対に必要だと思う。希少生物・植物を見ても二次林の中にもみられると思うが、素材生産業者による伐採により種が切れることはないのではないか。	1	奄美群島国立公園は、生態系管理型、環境文化型の国立公園として、地域の文化や生業と調和した国立公園を目指していきます。
158	その他	自然公園法の規制及び運用のあり方が憲法違反であり、私権の侵害である。自然公園法の手続きはパブコメ及び官報告示のみで地権者の同意を必要としていない。一連の手続きのみで、国が「公共の福祉」を根拠として地権者の私有財産権に制約を設ける行為を正当化することはできない。	1	地権者等地域の方々のご理解は重要と考えており、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
159	その他	本来であれば、土地を国有地化した後に法規制をかけるべき。民有地に規制をかけてその地権者に負担や犠牲を強いるべきではない。特定民有地買上制度は指定を受けた土地を対象としており、特保、1特として保護に値するべき土地は、先に国有地化できる制度とすべき。なお、私権の侵害とならないよう国が対応することを前提に、奄美大島の国立公園化に理解を示し、公園化の手続きに異を唱えるものではないが、憲法違反として保護区指定の取り消し等を求める訴訟を起こす権利を完全に放棄したわけではない。	1	地権者等地域の方々のご理解は重要と考えており、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
160	その他	時代の変化に対応した自然公園法の適切な改正及び運用がされていない。公園事業としての計画(エリア)、基準(高さ、色、屋根の形状、収容人員等)、合理的な根拠がない。民間公園事業者の自立性と持続可能性を育てる国立公園事業のあり方を、法改正を含めて検討すべき。	1	地権者等地域の方々のご理解は重要と考えており、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
161	その他	国立公園、世界自然遺産登録が単なる規制の拡大と強化のみで終わることのないよう、自然公園法第一条の趣旨「風景地の利用」「国民の保健、休養」踏まえ、国が地域振興に繋がる公園利用の推進を主体的に行うべき。鹿児島県も地元も、自助的努力で世界自然遺産というブランドを活用すべき。	1	地権者等地域の方々のご理解は重要と考えており、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
162	その他	保存価値がある山林に対して、国の提示価格は不当に安い。総合的に判断し、奄美大島の国立公園化に協力することは同意したが、具体的な契約形態や内容については協議されていない。今後とも国及び鹿児島県との交渉は継続するものと理解している。	1	地権者等地域の方々のご理解は重要と考えており、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
163	国立公園について	「鹿児島県大島郡天城町地内」の中に「大字兼久字千麻」とあるが、「大字兼久字千摩」が正しい。	1	ご指摘を踏まえて、「千摩」に統一します。

164	国定公園について	奄美群島国定公園 公園区域及び公園計画変更書の10Pの5項目に「鹿児島県大島郡徳之島地内」とあるが、「鹿児島県大島郡徳之島町地内」ではないか。	1	ご指摘を踏まえて、「鹿児島県大島郡徳之島町地内」とします。
-----	----------	---	---	-------------------------------